市町村課

長野県告示第76号

飯田市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により告示します。

平成19年 2 月26日

長野県知事　村　井　　　仁

1　作業種類

公共測量（1 万分の 1 地形図作成）

2　作業期間

平成19年 2 月 2 日から平成19年 3 月16日まで

3　作業地域

飯田市　上村・南信濃地域

土木政策課

長野県告示第77号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年 2 月26日

長野県知事　村　井　　　仁

1　施行者の名称

安曇野市

2　都市計画事業の種類及び名称

豊科都市計画道路事業　3・4・8号　神明通線

3・4・4号　中学通線

3・6・2号　中央通線

3　事業施行期間

平成12年 8 月31日から

平成23年 3 月31日まで

4　事業地

(1)　収用の部分

平成13年長野県告示第458号の事業地のうち、安曇野市豊科南穂高地内を加える。

(2)　使用の部分

なし

都市計画課

長野県告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年 3 月14日まで、長野県土木部道路課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年 2 月26日

長野県知事　村　井　　　仁

1　道路の種類　　県道

2　路　線　名　　塩尻鍋割穂高線

3　道路の区域

区　　間	新旧別	敷地の幅員	延　長
		m	km
安曇野市穂高牧1298番の 6 地先から安曇野市穂高有明1402番の 3 地先まで	旧	7.0～17.3	3.4529
同　　上	新	6.0～23.8	6.8074

道路課

公　告

公告

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第 2 条第 6 号に規定する指定地方公共機関として、次のとおり指定しました。

平成19年 2 月26日

長野県知事　村　井　　　仁

指定地方公共機関の名称及び所在地

社会福祉法人長野県社会福祉協議会

長野市若里 7 丁目 1 番 7 号

危機管理防災課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成19年 2 月26日

長野県知事　村　井　　　仁

1　都市計画の種類及び名称

佐久都市計画地区計画　岩村田相生町南地区　地区計画

2　縦覧場所

長野県企画局土地・景観課及び佐久市役所

土地・景観課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第10条第１項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第２項の規定により次のとおり公告します。

平成19年２月26日

長野県知事　村　井　　　仁

1　申請のあった年月日
　平成19年２月１日
2　申請に係る特定非営利活動法人の名称
　特定非営利活動法人いのちと平和の森
3　代表者の氏名
　横　内　祐一郎
4　主たる事務所の所在地
　松本市筑摩３丁目10番１号
5　定款に記載された目的
　この法人は、松本市民、長野県民さらには全世界の人々に対して、生きた命の証として、その交代の象徴の樹を植えることにより、命と平和の大切さを訴えることを目的とする。加えてその森を育くみ、自然環境を保護育成することにより、自然環境及び景観の保全・育成を図ることを目的とする。

ＮＰＯ活動推進課

公告

抽せんの結果、長野県公債を次のとおり償還します。

平成19年２月26日

長野県知事　村　井　　　仁

1 銘柄、償還額、償還公債番号及び償還期日

銘　　柄	償 還 額	償還公債番号 100万円券	償還期日
平成９年度 第２回公債	千円 945,000	9766 ～ 10080 17011 ～ 17325 26461 ～ 26775	平成19年３月23日
平成10年度 第２回公債	690,000	4601 ～ 4830 7591 ～ 7820 18171 ～ 18400	同　上
平成11年度 第２回公債	300,000	4601 ～ 4700 9401 ～ 9500 9601 ～ 9700	同　上
平成９年度 第３回公債	615,000	7996 ～ 8200 15786 ～ 15990 16606 ～ 16810	平成19年４月25日
平成10年度 第３回公債	510,000	4251 ～ 4420 7821 ～ 7990 15641 ～ 15810	同　上
平成９年度 第５回公債	109,000	2290 ～ 2398	平成19年５月25日
平成10年度 第５回公債	377,000	7164 ～ 7540	同　上

2　支払場所　　現物債は券面記載の支払場所
　　　　　　　登録債は指定支払場所

財　政　課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年２月26日

長野県知事　村　井　　　仁

1　入札に付する事項
(1)　調達をする役務
　長野県立須坂病院医事事務業務委託
(2)　役務の特質
　長野県立須坂病院（338床、標榜科目17科）における医事事務
(3)　履行期間
　平成19年７月１日から平成22年３月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の３に規定する長期継続契約）
(4)　履行場所
　須坂市大字須坂1332
　長野県立須坂病院
(5)　入札方法
　価格の総額を１年間当たりの額に換算した額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
2　入札に参加する者に必要な資格
　次のいずれにも該当する者であることとします。
(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の４第１項又は財務規則（昭和42年長野県規則第２号。以下「規則」という。）第120条第１項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
(2)　一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がＡに格付けされている者であること。
(3)　長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年４月１日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
(4)　過去３年以内に300床以上の病院において同種の業務を誠実に履行した実績を２年以上有する者であること。
3　入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
　長野市大字南長野字幅下692－２
　長野県衛生部県立病院課
　電話　026（235）7143　内線 2625
4　入札手続等
(1)　入札及び開札の日時及び場所
　ア　日時　平成19年３月29日　午前10時
　イ　場所　長野県庁　西庁舎304号会議室

(2) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年 3 月 9 日（金）午後 5 時までに上記 3 の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(3) 入札保証金

政令第167条の 7 第 1 項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(4) 契約保証金

政令第167条の16第 1 項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(6) 契約書作成の要否

必要とします。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の 3 に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県知事は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

県立病院課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年 2 月26日

長野県知事　村　井　　仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県立駒ヶ根病院医事事務業務委託

(2) 役務の特質

長野県立駒ヶ根病院（235床、標榜科目 2 科）における医事事務

(3) 履行期間

平成19年 7 月 1 日から平成22年 3 月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の 3 に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

駒ヶ根市下平2901

長野県立駒ヶ根病院

(5) 入札方法

価格の総額を 1 年間当たりの額に換算した額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の 4 第 1 項又は財務規則（昭和42年長野県規則第 2 号。以下「規則」という。）第120条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がＡに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年 4 月 1 日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去 3 年以内に200床以上の病院において同種の業務を誠実に履行した実績を 2 年以上有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692－ 2

長野県衛生部県立病院課

電話　026（235）7143　内線 2625

4 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア　日時　平成19年 3 月29日　午前10時

イ　場所　長野県庁　西庁舎304号会議室

(2) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年 3 月 9 日（金）午後 5 時までに上記 3 の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(3) 入札保証金

政令第167条の 7 第 1 項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(4) 契約保証金

政令第167条の16第 1 項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(6) 契約書作成の要否

必要とします。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の 3 に規定する

長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県知事は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
(2)　詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

県立病院課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年 2 月26日

長野県知事　村　井　　　仁

1　入札に付する事項
(1)　調達をする役務
長野県立阿南病院医事事務業務委託
(2)　役務の特質
長野県立阿南病院（184床、標榜科目12科）における医事事務
(3)　履行期間
平成19年 7 月 1 日から平成22年 3 月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の 3 に規定する長期継続契約）
(4)　履行場所
下伊那郡阿南町北条2009－ 1
長野県立阿南病院
(5)　入札方法
価格の総額を 1 年間当たりの額に換算した額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
2　入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の 4 第 1 項又は財務規則（昭和42年長野県規則第 2 号。以下「規則」という。）第120条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
(2)　一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がＡに格付けされている者であること。
(3)　長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年 4 月 1 日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
(4)　過去 3 年以内に150床以上の病院において同種の業務を誠実に履行した実績を 2 年以上有する者であること。
3　入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692－ 2
長野県衛生部県立病院課
電話　026（235）7143　内線 2625
4　入札手続等
(1)　入札及び開札の日時及び場所
ア　日時　平成19年 3 月29日　午前10時
イ　場所　長野県庁　西庁舎304号会議室
(2)　入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年 3 月 9 日（金）午後 5 時までに上記 3 の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
(3)　入札保証金
政令第167条の 7 第 1 項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
(4)　契約保証金
政令第167条の16第 1 項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
(5)　入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
(6)　契約書作成の要否
必要とします。
(7)　落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
5　その他
(1)　この入札に係る契約は、地方自治法第234条の 3 に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県知事は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
(2)　詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

県立病院課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年 2 月26日

長野県知事　村　井　　　仁

1　入札に付する事項
(1)　調達をする役務
長野県立木曽病院医事事務業務委託
(2)　役務の特質
長野県立木曽病院（259床、標榜科目18科）における医事事務
(3)　履行期間
平成19年 7 月 1 日から平成22年 3 月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の 3 に規定する長期継続契約）
(4)　履行場所
木曽郡木曽町福島6613－ 4
長野県立木曽病院

(5)　入札方法
　価格の総額を１年間当たりの額に換算した額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
2　入札に参加する者に必要な資格
　次のいずれにも該当することとします。
(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の４第１項又は財務規則（昭和42年長野県規則第２号。以下「規則」という。）第120条第１項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
(2)　一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がＡに格付けされている者であること。
(3)　長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年４月１日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
(4)　過去３年以内に250床以上の病院において同種の業務を誠実に履行した実績を２年以上有する者であること。
3　入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
　長野市大字南長野字幅下692－２
　長野県衛生部県立病院課
　電話　026（235）7143　内線 2625
4　入札手続等
(1)　入札及び開札の日時及び場所
　ア　日時　平成19年３月29日　午前10時
　イ　場所　長野県庁　西庁舎304号会議室
(2)　入札者に要求される事項
　この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年３月９日（金）午後５時までに上記３の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
(3)　入札保証金
　政令第167条の７第１項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第２項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
(4)　契約保証金
　政令第167条の16第１項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第２項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
(5)　入札の無効
　規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
(6)　契約書作成の要否
　必要とします。
(7)　落札者の決定方法
　予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
5　その他
(1)　この入札に係る契約は、地方自治法第234条の３に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県知事は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
(2)　詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

県立病院課

公告

　次のとおり一般競争入札に付します。
　　平成19年２月26日
長野県知事　村　井　　　仁

1　入札に付する事項
(1)　調達をする役務
　長野県立こども病院医事事務業務委託
(2)　役務の特質
　長野県立こども病院（200床、標榜科目17科）における医事事務
(3)　履行期間
　平成19年７月１日から平成22年３月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の３に規定する長期継続契約）
(4)　履行場所
　安曇野市豊科3100
　長野県立こども病院
(5)　入札方法
　価格の総額を１年間当たりの額に換算した額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
2　入札に参加する者に必要な資格
　次のいずれにも該当する者であることとします。
(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の４第１項又は財務規則（昭和42年長野県規則第２号。以下「規則」という。）第120条第１項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
(2)　一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がＡに格付けされている者であること。
(3)　長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年４月１日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
(4)　過去３年以内に200床以上の病院において同種の業務を誠実に履行した実績を２年以上有する者であること。
3　入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
　長野市大字南長野字幅下692－２

長野県衛生部県立病院課
電話　026（235）7143　内線 2625

4　入札手続等

(1)　入札及び開札の日時及び場所

ア　日時　平成19年 3 月29日　午前10時

イ　場所　長野県庁　西庁舎304号会議室

(2)　入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年 3 月 9 日（金）午後 5 時までに上記 3 の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(3)　入札保証金

政令第167条の 7 第 1 項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(4)　契約保証金

政令第167条の16第 1 項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5)　入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(6)　契約書作成の要否

必要とします。

(7)　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5　その他

(1)　この入札に係る契約は、地方自治法第234条の 3 に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県知事は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2)　詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

県立病院課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年 2 月26日

長野県知事　村　井　　　仁

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

リヴィン上田店

上田市天神 1 － 5 － 6

2　大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所

株式会社西友

東京都豊島区東池袋 3 － 1 － 1

3　変更しようとする事項

小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	変　更　前		変　更　後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社西友	午前10時	午後 8 時（年間60日午後 9 時）	午前 9 時	午後 9 時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

番号	変更前	変更後
1	午前 7 時～午後10時	午前 7 時～午後10時
2	午前 9 時30分～午後 8 時15分	午前 8 時30分～午後 9 時15分

4　変更する年月日

平成19年 3 月 1 日

5　届出年月日

平成19年 2 月15日

6　届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所産業労働課

7　縦覧の期間

平成19年 2 月26日から平成19年 6 月26日まで

8　意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年 5 月19日付け12産振第137号）様式第 8 号による。

9　意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所産業労働課

産業政策課

公告

木曽郡木曽町における県営木曽中部地区神田換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第 6 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同法第89条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第 7 項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第10項の規定により、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成19年 2 月26日

長野県知事　村　井　　　仁

1　縦覧に供する書類
県営木曽中部地区神田換地区土地改良事業換地計画書の写し
2　縦覧の期間
平成19年２月27日から３月27日まで
3　縦覧の場所
木曽郡木曽町役場

農地整備課

公告

木曽郡木曽町における県営木曽中部地区正沢換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第４項において準用する同法第87条第６項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同法第89条の２第４項において準用する同法第87条第７項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の２第４項において準用する同法第87条第10項の規定により、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成19年２月26日

長野県知事　村　井　　　仁

1　縦覧に供する書類
県営木曽中部地区正沢換地区土地改良事業換地計画書の写し
2　縦覧の期間
平成19年２月27日から３月27日まで
3　縦覧の場所
木曽郡木曽町役場

農地整備課

公告

須坂市による相之島地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成19年２月26日

長野県長野地方事務所長　片　山　昌　男

1　縦覧に供する書類
換地計画書の写し
2　縦覧の期間
平成19年２月27日から３月27日まで
3　縦覧の場所
須坂市役所

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年２月26日

長野県立須坂病院長　齊　藤　　　博

1　入札に付する事項
(1)　調達をする役務
長野県立須坂病院中央監視業務委託
(2)　役務の特質
長野県立須坂病院の空調、電気、給排水、医療ガス及び防災の設備の運転及び監視業務並びに日常警備、緊急時対応、小破修繕、エネルギー管理等の業務
(3)　履行期間
平成19年４月１日から平成20年３月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の３に規定する長期継続契約）
(4)　履行場所
須坂市大字須坂1332
長野県立須坂病院
(5)　入札方法
価格の総額を１年間当たりの額に換算した額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
2　入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の４第１項又は財務規則（昭和42年長野県規則第２号。以下「規則」という。）第120条第１項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
(2)　一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がＡに格付けされている者であること。
(3)　長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年４月１日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
(4)　過去３年以内に300床以上の病院の中央監視業務契約を誠実に履行した実績を２年以上有する者であること。
(5)　次の要件のすべてに該当する者を配置することができる者であること（複数の者で当該要件のすべてを満たす場合を含む。）。
ア　ボイラー技士（１級以上）で実務経験が１年以上の者であること。
イ　高圧ガス丙種化学責任者（特別）又はＣＥ講習修了者で、病院管理業務の実務経験が１年以上の者であること。
ウ　電気工事士（２種以上）で病院管理業務の実務経験が１年以上の者であること。
エ　冷凍機械責任者（３種以上）で病院管理業務の実務経験が１年以上の者であること。
オ　エネルギー管理士で、省エネ提案の作成ができる者であること。
カ　危険物取扱主任者（甲種又は乙４類）
(6)　中央監視業務履行に必要な人員を配置できる者であること。

3　入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

須坂市大字須坂1332

長野県立須坂病院　事務局総務係

電話　026（245）1650　内線 3110

4　入札手続等

(1)　入札及び開札の日時及び場所

ア　日時　平成19年 3 月15日　午前11時15分

イ　場所　長野県立須坂病院　北棟 4 階講堂

(2)　入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年 3 月 6 日（火）午後 5 時までに上記 3 の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(3)　入札保証金

政令第167条の 7 第 1 項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(4)　契約保証金

政令第167条の16第 1 項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5)　入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(6)　契約書作成の要否

必要とします。

(7)　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5　その他

(1)　この入札に係る契約は、地方自治法第234条の 3 に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県立須坂病院長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2)　詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

県立病院課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年 2 月26日

長野県立須坂病院長　齊　藤　　博

1　入札に付する事項

(1)　調達をする役務

長野県立須坂病院エレベーター保守点検業務委託

(2)　役務の特質

長野県立須坂病院のエレベーター保守点検整備

(3)　履行期間

平成19年 4 月 1 日から平成20年 3 月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の 3 に規定する長期継続契約）

(4)　履行場所

須坂市大字須坂1332

長野県立須坂病院

(5)　入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の 4 第 1 項又は財務規則（昭和42年長野県規則第 2 号。以下「規則」という。）第120条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2)　一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がＢ以上に格付けされている者であること。

(3)　長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年 4 月 1 日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4)　長野県内に本社又は営業所を有する者であること。

(5)　昇降機検査資格者の資格を有する者であること。

(6)　過去 3 年以内に病院の寝台用エレベーターに係る保守点検業務を誠実に履行した実績を 2 年以上有する者であること。

(7)　緊急時の出動要請から終日概ね30分以内で当該業務箇所に到着できる者であること。

3　入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

須坂市大字須坂1332

長野県立須坂病院　事務局総務係

電話　026（245）1650　内線 3110

4　入札手続等

(1)　入札及び開札の日時及び場所

ア　日時　平成19年 3 月15日　午後 2 時45分

イ　場所　長野県立須坂病院　北棟 4 階講堂

(2)　入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年 3 月 6 日（火）午後 5 時までに上記 3 の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(3)　入札保証金

政令第167条の 7 第 1 項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(4)　契約保証金

政令第167条の16第 1 項に規定する契約保証金を、別に定め